

## 岡山大学農学部学生会規約

### 第1章 総則

(設置)

第1条 岡山大学農学部同窓会に、学内支部として農学部学生会（以下「本会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本会は、学生自治の精神にのっとり学生の生活の向上及びその充実、学生相互の親睦を図り、平和で民主的な学生生活を築くことを目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、岡山大学農学部に在籍する学生（以下「本会構成員」という。）で構成する。

### 第2章 組織及び事業

(組織及び事業)

第4条 本会に、代議委員会及び監査委員を置く。

(代議委員会)

第5条 代議委員会は、学生大会における決議事項に従い、第2条の目的を達成するため、下記の局で構成する組織を設け、それぞれ次に掲げる事業を行う。

- 一 書記局 本会の議事録管理及び事務的総括に関すること。
- 二 会計局 本会の予算及び決算の事務的総括に関すること。
- 三 情報宣伝局 本会の行事の宣伝及び報告の事務的総括に関すること。
- 四 教育改善局 履修相談会への参加、本会が発行する研究室紹介パンフレットに関すること。
- 五 専門部局 農学部の収穫祭、体育祭、新入生歓迎行事、その他の行事に関すること。
  - 2 収穫祭、体育祭、新入生歓迎行事などの実施に当たっては、それぞれ実行委員会を設ける。
  - 3 第2条の目的を達成するために必要があるときは、専門部局に専門部を追加することができる。

第6条 代議委員会は、自薦又は他薦のあった3年生以下の本会構成員から、総会で承認された代議委員をもって構成する。

- 2 代議委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 代議委員は、本会構成員の2分の1の署名によりリコールされる。
- 4 代議委員は、第5条第1項各号に掲げる事業に従事する。

第7条 代議委員会に、代議委員の互選により選出された委員長を1人、副委員長を2人置く。

- 2 委員長は、代議委員会を掌理する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 第8条 代議委員会は、原則として月1回定例に開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

2 代議委員の3分の1以上の要求がある場合又は本会構成員の10分の1以上の要求がある場合は、臨時に開催するものとする。

第9条 代議委員会は、代議委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席した代議委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。  
(監査委員)

第10条 監査委員は、本会の経費を監査する。

- 1 監査委員は、自薦又は他薦のあった本会構成員から選出するものとし、学生大会にて承認を得るものとする。
- 2 監査の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

#### (学生大会)

第11条 本会に学生大会を置く。

2 学生大会は、次に掲げる事項を決議する。

- 一 本会の規約の改正に関する事
- 二 本会の活動方針(案)に関する事
- 三 本会の経費に関する事
- 四 その他学生生活の全般に関する事

第12条 代議委員会委員長は、学生大会を主宰する。

第13条 学生大会は、毎年1回年度初めに開催する。ただし、代議委員会が開催の必要を認めた場合又は本会構成員の4分の1以上の署名がある場合は、臨時に開催することができる。

第14条 学生大会は、本会構成員の出席がなければ開くことができない。

2 議長は大会開催前に、自薦又は他薦のあった本会構成員から選出するものとする。

3 議事は、出席した本会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

### 第4章 会計

#### (経費)

第15条 本会の経費は、本会構成員が納入した農学部同窓会費をもってこれに充てる。

#### (会費)

第16条 本会の会費は、農学部同窓会費(10,000円)として、入学時に納入するものとする。

2 会費は、入学時に納入するものとする。

#### (会計年度)

第17条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (会計報告)

第18条 代議委員会は、会計年度終了後速やかに、監査委員に経費の監査を受けなければならない。

2 代議委員会は学生大会および農学部同窓会総会に、予算及び決算を報告し承認を得なければならない。

### 第5章 規約の改正

#### (規約の改正)

第19条 規約の改正は、本会構成員の4分の1以上又は代議委員会の発議により、学生大会の議を経て行う。

#### 付則

この規約は、平成30年5月22日より施行する。